

第15回「法と民主主義」賞 選考結果について

2019年8月4日

■第15回「法と民主主義」賞選考委員

委員長 廣渡 清吾（東京大学名誉教授）

委員 今村与一（横浜国立大学教授）

委員 森田太三（弁護士）

委員 淵上 隆（弁護士）

委員 渡辺眞知子（定期購読者）

■選考委員会報告

第15回法と民主主義賞選考委員長 廣渡清吾

本年度の選考委員会は、今村与一、廣渡清吾、森田太三、淵上隆および渡辺眞知子の五名によって構成され、廣渡が委員長を務めた。委員会は、2019年6月26日、7月10日および7月24日に開催し、「法と民主主義」2018年4月号（No. 527）から2019年2/3月号（No. 536）を対象として選考を行った。選考に際しては、例年のように特集企画および個人論文の双方を対象とし、各委員が3点程度の授賞候補作を提案することにした。

今回の選考対象期間の「法と民主主義」は、長期に続く安倍政権の日米軍事同盟の強化と改憲を狙う政策を一貫して批判し、いわゆる「一強体制」の驕りによる国会と国民を軽んじる政治運営を厳しく追及する論陣を張った。他方、日本社会のあり方に関わる基本的な問題として、性の尊厳とジェンダー平等、代替わりに直面した天皇制度、冤罪と再審、また、持続的に課題としている原発と人権のテーマに取り組んだ。

「法と民主主義」は、このように、日本の民主主義運動の発展のため政治と憲法そして司法をめぐる情勢を機敏に分析し運動の焦点を提示しながら、同時に、日本社会革新の国民的議論に向けて原理的な問題提起を行ってきた。選考委員会は、審議を通じて、「法と民主主義」の貢献について、あらためて確認したところである。

各委員は、それぞれ理由を付して3点の授賞候補作を提案した。一覧して示せば、特集として「安倍九条改憲を許すな」（4月号）、「性の尊厳をとりもどそう」（6月号）、「東アジアに平和の架け橋を築く」（10月号）、「改めて問う 天皇制とは——2019年天皇代替わりを前に」（一月号）、「2019年 安倍政治の終焉を！」（1月号）および「再審開始に向け

た闘い——冤罪をただすために」(2/3月号)が挙げられた。また、個人論文として、末浪靖司「自民党九条改憲と日米安保体制」(4月号)、晴山一穂「露呈した内閣人事局の問題性と公務員制度のあるべき姿」(5月号)、宮本弘典「司法をめぐる動き・森友文書『改竄』不起訴を考える——検察官司法の間」(6月号)および瀧野貴生「司法をめぐる動き・世界が注目するカルロス・ゴーン事件と日本の刑事司法」(1月号)が選考委員会としてとくにメンションしたい対象として挙げられた。

委員会は、審議において各委員の提案理由をそれぞれ検討し、相互につきあわせた。各委員の授賞作順位付けによると、「再審開始に向けた闘い——冤罪をただすために」は4名が候補作とし、うち3名が1位に推した。また、「改めて問う 天皇制とは——2019年天皇代替わりを前に」は、4名が候補作とし、うち1位が1名、2位が2名であった。審議では、この2作が最有力であることを確認しつつ、それぞれの意義について審議時間の許す限りで意見の交換を行い、次の結論に至った。

「法と民主主義賞」は、「特集・再審開始に向けた闘い——冤罪をただすために」(2/3月号)に授与することにした。冤罪は、国家によるもっとも深刻な人権の侵害である。本特集に示された17の冤罪事件の記録は、屈せず、あきらめず、冤罪被害者と弁護士が大きな困難と妨害をのりこえ、再審のたたかいを切り拓く活動を明らかにしている。これは、冤罪の実情を告発し、その原因と責任の所在を追及し、冤罪をただし、冤罪をなくすために何が必要であるかを広く市民社会に訴え、日本の司法のあり方を問い、弁護士の責務を伝えるものとなった。本特集は、今年度の「法と民主主義賞」を授与するにふさわしく、意義深い貴重なものといえることができる。

「法と民主主義特別賞」は、「特集・改めて問う 天皇制とは——2019年天皇代替わりを前に」(11月号)に授与することにした。平成から令和への天皇の代替わりは、前天皇が生前退位の意志を自ら国民に告げるという異例の出来事から始まった。加齢による象徴としての務めの履行不能が退位の理由とされた。全在位期間を象徴天皇として勤め、そのあり方を求めた前天皇は、国民の共感を生み、生前退位の道が開かれた。本特集は、この状況の下、日本国憲法における天皇制度の基本を踏まえ、大日本帝国憲法の神権天皇制による日本社会の呪縛とそこからの全面的解放の意義、ジェンダー、沖縄の視点からの天皇制度批判を明らかにし、市民社会における議論の本位を提起するものであった。時宜に適したその貢献は大きく、「法と民主主義特別賞」に値する。

選考委員会は、全員一致で、以上の通り決定した。

◆法と民主主義賞◆

特集「再審開始に向けた闘い——冤罪をただすために」

(2019年2/3月合併号 No. 536)

高見澤昭治、渡邊良平、山際永三、野嶋真人、鈴木 泉、中北龍太郎、
戸舘圭之、岩下祐子、鴨志田祐美、玉木昌美、齊藤 誠、大河内秀明、佐藤辰弥、
徳田靖之、中山博之、阿部泰雄、菊地令比等、三角 恒、井戸謙一

あなたがたは、「法と民主主義」2019年2/3月号「特集・再審開始に向けた闘い——冤罪をただすために」において、国家によるもっとも深刻な人権侵害である冤罪をただすために、冤罪被害者と弁護士が大きな困難と妨害をのりこえ、再審のたたかいを切り拓いていく活動の記録を示しました。これは、市民社会に対して、冤罪の実情を告発し、その原因と責任の所在を明らかにし、冤罪をただし、なくすためになにが必要であるかを訴え、日本の司法のあり方を問う、意義深く貴重なものとなりました。これを顕彰するとともに、その活動に心から敬意を表し、活動の一層の前進を願って本賞を授与します。

◆法と民主主義特別賞◆

特集「改めて問う 天皇制とは——2019年天皇代替わりを前に」

(2018年11月号 No. 533)

飯島滋明、森 英樹、横田耕一、植村勝慶、植竹和弘、志田陽子、澤藤統一郎、高良鉄美

あなたがたは、「法と民主主義」2018年11月号「特集・改めて問う 天皇制とは——2019年天皇代替わりを前に」において、前天皇が自ら生前退位の意志を国民に告げるという異例の出来事から始まった「代替わり」の中で、象徴天皇のあり方を求めた前天皇への国民の共感が示される状況の下、日本国憲法による天皇制度の基本を踏まえ、大日本帝国憲法の神権天皇制の呪縛とその全面的解放の意義、およびジェンダー、沖縄の視点からの天皇制度批判を明らかにし、市民社会における議論の本位を提起しました。時宜に適したその貢献は大きく、これを顕彰して本賞を授与します。